

5. 海外特許庁／機関への優先権書類の電子的送付件数（特許・実用新案）

(1) 二庁間での優先権書類の電子的交換を通じた優先権書類の送付件数

国コード	国・地域・機関名	2016年		2017年		2018年	
EP	欧州特許庁 (EPO)	(3)	6,139	(4)	6,077	(0)	6,237
KR	韓国	(16)	5,643	(11)	5,432	(13)	6,142
TW	台湾	(17)	9,910	(16)	11,364	(18)	13,822
US	米国	(6)	48,816	(5)	37,474	-	-
	合計	(42)	70,508	(36)	60,347	(31)	26,201

(2) デジタルアクセスサービスを通じた優先権書類の送付件数

国コード	国・機関名	2016年		2017年		2018年	
CN	中国	(54)	13,175	(37)	17,758	(42)	22,803
EP	欧州特許庁 (EPO)	-	-	-	-	(0)	94
FI	フィンランド	(0)	1	(0)	0	(0)	0
GB	英国	(0)	38	(0)	128	(0)	127
IB	世界知的所有権機関 (WIPO)	(18)	31,055	(24)	40,186	(20)	43,936
KR	韓国	-	-	-	-	(1)	51
NL	オランダ	-	-	-	-	(0)	2
NZ	ニュージーランド	(0)	0	(0)	0	(0)	3
SE	スウェーデン	(0)	3	(0)	1	(0)	3
US	米国	-	-	(1)	6,625	(6)	34,037
	合計	(72)	44,272	(62)	64,698	(69)	101,056

注1：（ ）は実用新案の件数を内数で示す。

注2：日本と米国は2017年10月1日をもって、従来の二庁間での優先権書類の電子的交換からデジタルアクセスサービスによる交換に移行。米国については、（1）は2017年9月末までの、（2）は同年10月以降の送付実績。

注3：日本は韓国、欧州特許庁（EPO）とそれぞれ2018年12月1日より、従来の二庁間での優先権書類の電子的交換に加えて、デジタルアクセスサービスによる交換も開始。

注4：デジタルアクセスサービスの枠組みに参加している庁のうち、上の（2）の表に記載のない庁へは、当該サービスを通じての送付実績は無い。

問合せ先：総務課情報技術統括室